

廃スプレー缶類処理業務仕様書（駒岡ブロック）

1 業務概要

本市（委託者）が回収し、受託者の処理施設に搬入する、家庭から透明または半透明の小袋に入れて排出された廃スプレー缶類を、環境に配慮し安全性を確保した穴あけ処理を行う。

また、本業務の履行に伴い発生した金属類の所有権は受託者に帰属するものとする。受託者は当該金属類を適切に再資源化・売却し、その売却見込額をあらかじめ考慮した上で本業務の契約を行うものとする。

2 業務期間等

令和9年4月1日～令和14年3月31日

3 年間処理予定重量

143,548kg（1,763,489本）

※ 5年合計717,740kg

※ 1本当たり重量81.4gで試算

- (1) 年間処理予定重量は推計値であり、この重量を保証するものではない。
- (2) 年間処理予定重量は令和3年度から令和7年度の実績重量の平均値。

（参考）処理実績

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
重量（kg）	152,010	125,200	142,740	143,540	154,250
本数（本）	1,867,445	1,538,084	1,753,563	1,763,391	1,894,963

4 必要な施設及び機材等と業務内容

業務に必要な施設及び機材等は受託者が用意し、次のとおり業務を行う。なお、業務に当たっては、廃棄物処理、環境保全に関する法令及びその他関係法令を遵守し、適正な処理と周辺環境の保全に努めるものとする。

(1) 処理施設

ア 廃スプレー缶類の処理施設場所は、市内に設置するものとし、受託者の責任により確保すること。また、市街化調整区域内に建築が規制されている建物など、違法な施設や機材などを使用しないこと。

イ 処理施設においては、騒音・振動・飛散・悪臭及び土壌汚染等を防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 受託者は、処理施設に廃スプレー缶類を計量するための計量器を用意すること。なお、計量器の計量単位は20kg以下とする。

また、原則、小袋の廃スプレー缶類は本市が別途委託する回収業者（以下「回収業者」という。）がフレコンバックに入れて搬入する。

エ 処理施設の設置及び処理に係る近隣への説明は、受託者の責任において誠意をもって行うこと。

オ 受託者は、処理施設の設置及び処理について、関係法令等を遵守すること。

(2) 廃スプレー缶類の受入

ア 廃スプレー缶類は本市が別途委託する回収業者が定期整備期間を除き、一時保管場所である駒岡清掃工場等から回収し、原則1日2回程度、受託者の処理施設に搬入する。

イ 受入時間については、回収業者が、原則8:30～18:00に駒岡清掃工場等の一時保管場所からの回収を行うため、その回収後に搬入を行うことができるように

すること。

なお、廃スプレー缶類の排出量の多寡等により回収頻度及び回収時間が変更となる場合は、委託者より指示をする。

- ウ 一時保管場所である清掃工場においては、定期整備等により廃スプレー缶類を保管できない期間があり、その期間、ごみの受入れを停止している清掃工場は廃スプレー缶類を保管できず、ごみの受入れを行っている他の清掃工場の保管量が増加する。

その増減により、処理予定数量と大きな乖離が生じないよう本市の指示により回収業者が他のブロックとの搬入量の調整を行う。

(3) 廃スプレー缶類の処理

- ア 廃スプレー缶類の穴あけ処理については、防爆機能の備わった安全に配慮した専用機器で処理すること。

なお、専用機器による処理を行うことにより、機器の損傷のおそれがある場合については、安全な方法で穴あけ処理を行うこと。

- イ 穴あけ処理後の廃スプレー缶類は、金属として再資源化の資源とすること。

- ウ 処理過程で生じる残渣については、キャップ等のプラスチック類、ライター、乾電池、それ以外に分別し、受託者が清掃工場等へ搬入すること。

エ 廃スプレー缶類は、全量を確実に処理すること。

5 その他の作業

(1) 廃スプレー缶類の計量

廃スプレー缶類の計量は、受託者が処理施設内に設置した計量器で行い、計量後には回収車両に計量結果を書面で交付すること。

(2) 保管場所

処理前後の廃スプレー缶類を保管するに当たっては、原則屋内に保管することとし、屋外に保管する場合は、発火事故や放火事故等が起きないように、適切に保管すること。

(3) 廃液

廃スプレー缶類の処理の際に発生する廃液については、受託者がウエスやオイルパッド等に染み込ませて液が滴らないような処置を施して、袋等を使用し飛散等が発生しないよう適切に保管すること。

なお、受託者が処置を施し保管した廃液については、本市が別途委託する回収業者に引き渡すこと。

6 業務報告等

- (1) 業務内容については、作業報告日報（様式1）により、廃スプレー缶類の搬入量及び処理機の稼働回数等の業務内容を従事日毎に報告すること。また、当月の受入量が確定した場合は速やかに作業報告月報（様式2）により報告すること。
- (2) 作業が何らかの理由により遅滞するなどの問題が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議すること。
- (3) 業務中等に事故が発生した場合は、速やかに措置に当たるとともにその内容を委託者に報告すること。

7 数量の確認

受託者から提出された作業報告日報等の重量と、本市が別に委託する回収業者から報告される重量を突合し、数量の一致を委託者が確認する。

8 労働災害・事故対策

受託者は、当該業務の履行に際しては、以下の事項を遵守し、労働災害・交通事故等の防止に努めなければならない。

- (1) 事故防止については、十分留意の上、従事者の教育に努めること。
- (2) 受託者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他の関連法令に定めるところにより、従事者に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に、安全衛生対策の実施に当たっては、委託者の指導に従い、作業の安全に努めなければならない。
- (3) 業務に車両を使用する場合は、受託者の負担により、車両ごとに自動車損害賠償責任保険及び任意保険を契約しなければならない。
- (4) 事故が生じたときは、受託者は関係者に対し、誠意を持って対応するとともに、事故により生じた一切の責任を負担するものとする。

9 環境負荷の低減に関すること

本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10 その他

本仕様書に記載のない事項については、委託者及び受託者の協議により決定する。